**様式１**

令和　　年　　月　　日

（あて先）　港　区　長

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

**宣　誓　書**

下記の事項について虚偽の申請ではありません。

記

　　芝浦港南地区港区立公園・児童遊園指定管理者公募要項「Ⅲ－１公募の手続・手順」の項目中（１）アからオの申請者の資格に該当し、同（１）カに該当する項目はありません。

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する法人その他の団体で、次のアからカの全てに該当する者。

|  |
| --- |
| ア　公園等施設の運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理が図れる者。イ　指定期間中、施設の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している者。ウ　港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第１８０条の５第１項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。また、区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものを可とする。エ　公園等の維持管理、及びこれらに類する業務を行なっている事業者であること。オ　本店、支店、事業所等のいずれかが、東京都特別区内にある法人又はその他の団体であること。カ　団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。（ア）地方自治法施行令第１６７条の４第２項及び第１６７条の５第１項（同項を準用する場合を含む。）の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者（イ）法律行為を行う能力を有しない者（ウ）破産法に基づく破産手続き開始の申立てをしている者（エ）会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てをしている者（オ）民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（カ）国税又は地方税を滞納している者（キ）地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者の指定の取消し（法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。）を受けてから２年間が経過していない者（ク）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から５年を経過していない者の統制下にある団体 |